

# 平成30年度 第1回川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会 次第

日時； 平成30年8月22日（水）

18時～19時30分

場所； ソリッドスクエア地下1階ホール

## 1 開会

## 2 川崎市における地域包括ケアシステムの取組

- ・川崎市における地域包括ケアシステム構築の取組（資料1）

## 3 基調講演 田中 滋 氏（埼玉県立大学理事長・慶應義塾大学名誉教授）

- ・「地域包括ケアシステムの深化—始まりからこれまで、そしてこれから—」（資料2）

## 4 その他

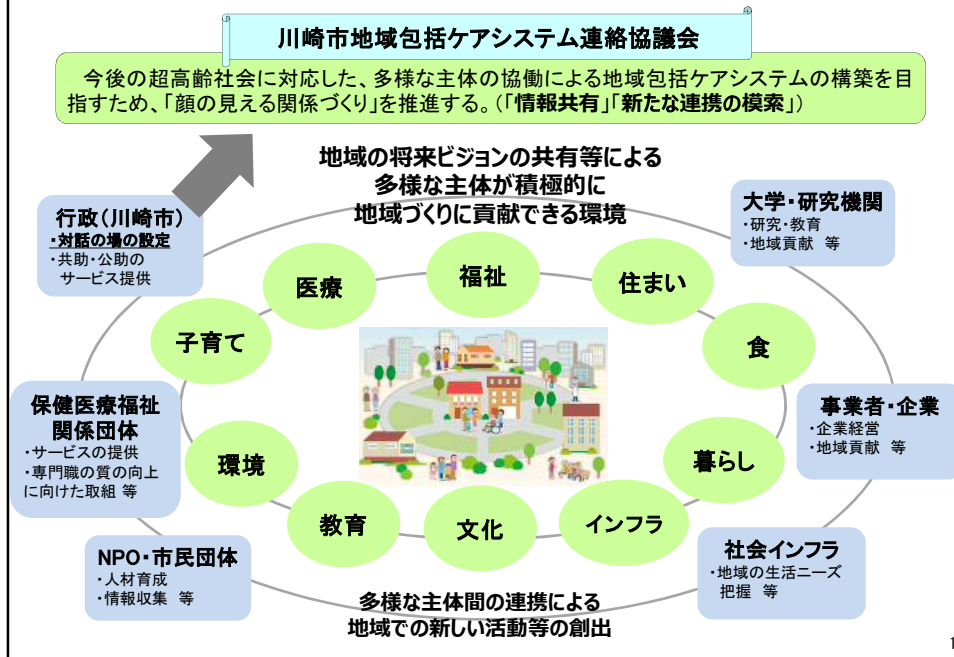
- ・次回の連絡協議会の進め方について

### 【今後の予定】

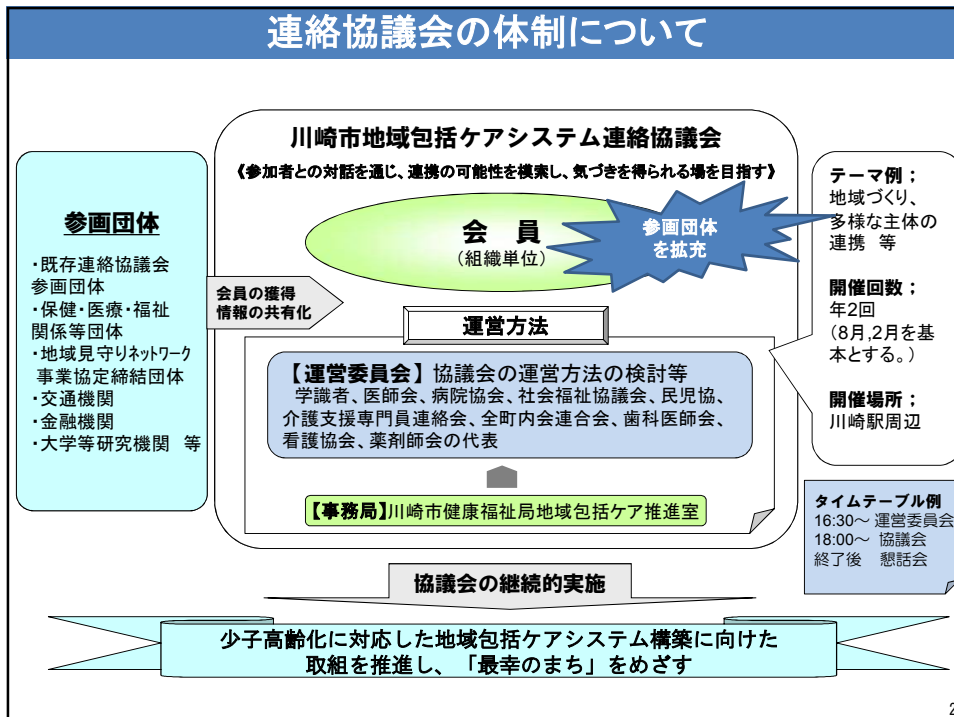
平成30年11月22日（木）市民シンポジウム

平成31年2月15日（金）第2回連絡協議会

## 多様な主体による地域包括ケアシステムのプラットフォームづくり



## 連絡協議会の体制について



## 川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会 参画団体一覧

(平成30年8月17日現在;75団体等)

分類	番号	名称	
学識経験者	1	田中滋 埼玉県立大学理事長	
	2	黒岩亮子 日本女子大学准教授	
有識者	3	中澤伸 (社福)聖風福祉事業推進部長	
保健・医療・福祉関係団体等	4	川崎市医師会	
	5	川崎市病院協会	
	6	川崎市歯科医師会	
	7	川崎市薬剤師会	
	8	川崎市看護協会	
	9	川崎市助産師会	
	10	川崎市栄養士会	
	11	川崎市獣医師会	
	12	川崎市介護支援専門員連絡会	
	13	川崎市社会福祉協議会	
	14	川崎市民生委員児童委員協議会	
	15	川崎市老人福祉施設事業協会	
	16	川崎市介護老人保健施設連絡協議会	
	17	川崎市障害福祉施設事業協会	
	18	川崎市福祉サービス協議会	
	19	川崎市鍼灸マッサージ師会	
	20	神奈川県理学療法士会	
	21	神奈川県介護福祉士会	
	22	川崎市老人クラブ連合会	
	23	川崎市シルバー人材センター	
	24	上布田つどいの家	
	市民公益活動団体・青少年支援団体等	25	川崎市全町内会連合会
		26	川崎市認知症ネットワーク
27		市民福祉事業センター・かわさき	
28		かわさき市民活動センター	
29		川崎市PTA連絡協議会	
30		川崎市青少年指導員連絡協議会	
協定締結大学	31	専修大学	
	32	日本女子大学	
	33	横浜国立大学	
<b>【企業等】</b>			
農業	34	セレサ川崎農業協同組合	
電気・ガス・水道業	35	神奈川県LPガス協会川崎南支部	
	36	神奈川県LPガス協会川崎北支部	
	37	東京電力パワーグリッド(株) 川崎支社	
	38	東京ガス(株)川崎支店	
	39	第一環境(株)	
	40	(株)宅配	
	鉄道業	41	東京急行電鉄(株)
42	小田急電鉄(株)		
43	京浜急行電鉄(株)		
運輸サービス業	44	佐川急便(株)神奈川支店	
	45	ヤマト運輸(株)川崎主管支店	
通信業	46	イツ・コミュニケーションズ(株)	
配達飲食サービス業	47	生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ	
	48	神奈川雪印メグミルク協会	
	49	神奈川東部ヤクルト販売(株)	
	50	(株)柏屋	
	51	かわさき生活クラブ生活協同組合	
	52	東都生活協同組合	
	53	森永牛乳 川崎支部	
	54	(株)ケー・エス・エフサービス	

医薬品小売業	55	(株)横浜調剤薬局
	56	(株)東戸塚調剤薬局
	57	(株)横浜菊名薬局
新聞小売業	58	川崎読売会
	59	川崎東京会
	60	京浜新聞販売組合
各種商品小売業	61	(株)セブン-イレブン・ジャパン
	62	(株)ビーバートザン
	63	(株)東急ストア
	64	小田急商事(株)
金融・信託業	65	横浜銀行 川崎支店
	66	城南信用金庫
	67	横浜信用金庫
不動産業	68	神奈川県宅地建物取引業協会川崎南支部
	69	神奈川県宅地建物取引業協会川崎中支部
	70	神奈川県宅地建物取引業協会川崎北支部
	71	小田急不動産(株)
家事サービス業	72	福祉クラブ生活協同組合
理容業	73	川崎市理容協議会
	74	川崎市美容連絡協議会
医業	75	川崎医療生活協同組合

※網掛けで示した団体等から運営委員を選出

## 川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、川崎市における地域包括ケアシステム構築の推進を図るため、自由に検討・協議するための場を設置することにより、川崎市における多様な主体が「顔の見える関係」を構築し、主体的な連携の仕組みづくりを進めることを目的とする。

(構成)

第3条 本会の参画団体等は、前条の目的に賛同する次の者をもって構成する。

- (1) 有識者
- (2) 川崎市内で活動する保健・医療・福祉関係団体
- (3) 川崎市内で活動する市民公益活動団体・青少年支援団体
- (4) 川崎市内で活動する公益経済団体
- (5) 川崎市内で事業を展開する地域見守りネットワーク事業者
- (6) 川崎市内で事業を展開する交通機関
- (7) 川崎市内で事業を展開する金融機関
- (8) 大学等研究機関
- (9) 川崎市

2 前項の規定に関わらず、前条の目的を達成するため、本会が必要と認める者については、本会に参加し、又は会議の運営を支援することができる。

(運営体制)

第4条 本会の運営体制については、運営委員会を設置し、開催計画の検討、連絡協議会の運営等を行う。

- 2 運営委員会は、有識者、市内で活動する保健・医療・福祉関係団体等の代表とする。
- 3 運営委員会の中から互選で座長を選出し、運営委員会、本会の進行等を行うこととする。
- 4 本会は、会員相互の協力により運営することを基本とする。
- 5 本会において、第2条の目的を達成するため検討する事項は、会員相互の意見を尊重し、座長がこれを調整する。

(事務局)

第5条 本会の事務を処理するため、川崎市に事務局を設置する。

附 則

この会則は、平成27年5月13日から施行する。

この会則は、平成30年8月22日から施行する。